

熊本県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月19日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 県 道	千町廻江線	下益城郡富合町大字上杉字小芦袋	88.7	単 道 改
		579番6地先から		
		同 所 同 字 580番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年3月26日**公 告****熊本県公告第208号**

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第50条第1項により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第21条第2項の規定により熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線に係る環境影響評価書を作成したので、同規則第50条第1項により読み替えて適用される同条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画決定権者の名称及び住所

- (1) 名称 熊本県
(2) 住所 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線
(2) 種類 鉄道施設の改良の事業
(3) 規模 延長約6キロメートル

3 都市計画対象事業実施区域の位置

熊本市池田四丁目、池亀町、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、段山本町、新町三丁目、新町四丁目、横手一丁目、横手二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日六丁目、田崎一丁目及び田崎本町

4 関係地域の範囲

熊本市花園一丁目、新町四丁目、段山本町、春日二丁目、春日三丁目、島崎二丁目、小沢町、板屋町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、古大工町、西阿弥陀寺町、二本木五丁目、田崎一丁目及び田崎本町の全域並びに熊本市釜尾町、京町本丁、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園五丁目、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、宮内、古京町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、島崎一丁目、春日一丁目、春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目、春日七丁目、西唐人町、魚屋町三丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、古桶屋町、川端町、京町二丁目、本山二丁目、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、蓮台寺一丁目、八島一丁目、八島二丁目及び蓮台寺四丁目の各一部

5 環境影響評価書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本県熊本駅周辺整備事務所及び熊本市都市整備局計画部都市計画課

- (2) 縦覧期間
平成15年3月19日から平成15年4月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く。）

- (3) 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで